

賛助会員規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 浮世絵木版画彫摺技術保存協会（以下「本協会」という）の主旨に賛同し、本協会を賛助するために入会した個人及び団体とする。

(議決権)

第3条 賛助会員は本協会の総会における議決権を持たない。

(入会)

第4条 本協会の会員となるには、別に定める所定の入会申し込み方法により申し込むものとする。

(入会金、会費及び納入)

第5条 年会費 1口5千円または2口1万円までとする。

会費は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、本協会の指定する方法で毎年納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。また、既納の会費は返還しないものとする。

(退会)

第6条 会員が退会を希望する場合、その旨を書面によって本協会に届け出ることにより、退会することができる。

(除名)

第7条 会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、除名することができる。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- (1) 本協会定款、本規程に違反した場合
- (2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- (3) 故意、過失に問わず、本協会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為を行った場合

(守秘義務)

第8条 本協会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。ま

た、会員は本協会の許可を得ずに、会員として知り得た本協会の非公開情報等を会員期間
はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第9条 会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員情報など本協会へ虚偽の申請を行う行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは本協会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- (3) 本協会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- (4) その他、本協会理事会が不適切と判断する行為

(会員の特典)

第10条 会員は以下の特典を享受することができる。

- (1) 本協会からのニュース、その他情報
- (2) 本協会が主催する講習会・セミナー等への参加
- (3) 本協会が作成した木版画作品を贈呈
※ただし、年会費2口を納入した会員に限る
- (4) 本協会のホームページのバナーの掲載及びリンク

(権利の喪失)

第11条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、
その他協会の資産に対して何ら請求することができない。

(損害賠償)

第12条 本協会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を
与えた場合、本協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規程に
反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、本協会
は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

(改正)

第13条 本規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

本規程は令和4年6月1日から施行する。